



■ごあいさつ



更生支援企画課長
都坂

皆様、こんにちは。東京矯正管区更生支援企画課長の都坂（とさか）と申します。当課は、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されたことに関連し、矯正行政に関する地方公共団体や地域の民間支援団体・関係機関の総合窓口として、平成30年4月に設置されました。現在、私を含め計5名の職員が勤務しています。新設課ということで、十分なノウハウがなく、迷いや悩みは尽きませんが、再犯防止という目的に向かって一丸となって日々奮闘しているところです。

この「こけこっこー通信」は、再犯防止施策のこと、また、当課を通じて矯正のことを少しでも知ってほしいという私たちの思いを形にしたもので、再犯防止に関わりのある地方自治体等の皆様を中心に配信してまいります。「こけこっこー通信」が再犯防止に向けた前向きな取組のきっかけとなることができれば幸いです。

■知ってた？施設等の違い！

- 刑務所**……懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容し、矯正処遇を実施
- 少年刑務所**……少年受刑者や26歳未満の受刑者などを収容し、矯正処遇を実施
- 拘置所**……被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容
- 少年院**……家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を実施

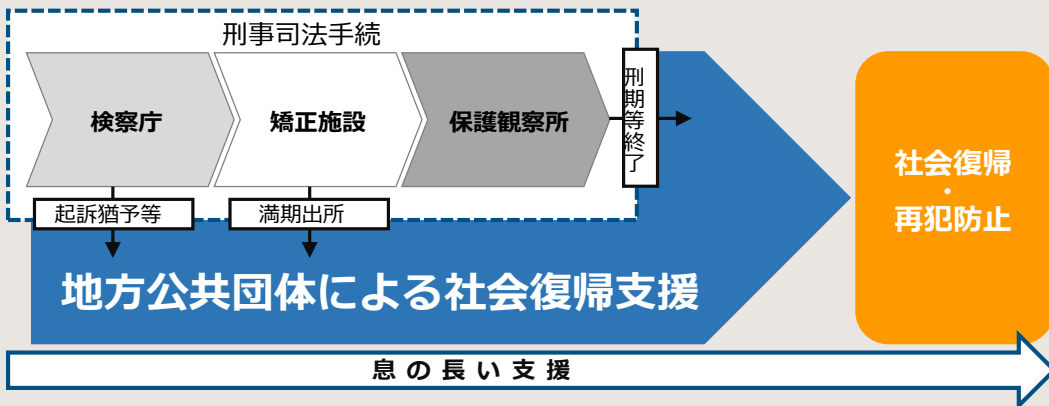
- 少年鑑別所**……主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容の他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を実施

ちなみに

- 保護観察所**……主に、家庭裁判所の決定により保護観察処分の少年、刑務所や少年院から仮釈放等や保護観察付の執行猶予になった人などに対する保護観察等を実施

※多くの刑務所、少年刑務所では拘置区を設けて被告人も収容しています。また、拘置所でも、施設の運営に関する刑務作業に従事する受刑者や、裁判で刑が確定して間がない受刑者を収容しています。

■地域社会における支援の重要性



刑事司法関係機関による社会復帰に向けた支援は、刑事司法手続の中に限られているため、安定した社会生活を送れるようになる前に支援が途切れ、再び犯罪に至っている者が存在します。満期出所者や起訴猶予者等については、社会内での支援につながらないまま刑事司法手続が終了し、再犯に至る者が少なくありません。

地域社会や地方公共団体において、刑事司法手続が終わった者を支援していただくことで、犯罪や非行をした人の真の社会復帰が実現します。地方公共団体と国が連携して犯罪や非行をした人の社会復帰支援に取り組むことにより、年間約**10万人**いる刑法犯検挙人員中の再犯者が大きく減少し、**新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現**につながります。

■ 知的障害受刑者をもっと知って！

知的障害受刑者はどのくらい入所しているの？

平成24年12月末日現在の調査によると、全国77の刑務所等における知的障害を有する受刑者は**774人**。知的障害の疑いのある受刑者は**500人**で総数に占める割合は**2.4%**でした。個別知能検査IQについて知的障害の水準は軽度が**77.9%**を占め、以下のような特徴が多く挙げられました。

(出典：法務総合研究所 研究部報告52)

住所不定

未婚

無職

義務教育段階までの学歴

社会福祉サービスを受けた経験がない



教育訓練等を経ずに生活の自立を求められ、その結果、短期間に犯罪を繰り返し、多数回の受刑を余儀なくされた者も少なくないと推察されます。

■ 知ってた？ 被収容者にかかるお金！

刑務所等では…1人1日当たり**1,837円**の予算がかかっています（人件費等を除く）

内訳

食糧費	536円
被服費	28円
光熱水料	477円
燃料費	83円
旅費	36円
備品・消耗資材費等	332円
教育経費	63円
医療費	179円
作業報奨金	96円
その他	7円

合計 1,837円

少年院や少年鑑別所だと、金額は変わります

※平成30年度予算

■ 受刑者の実態に迫る！



65歳以上が**11.8%**



外国籍受刑者が**3.9%**



高卒未満が**62.5%**



犯罪時に**68.8%**が無職



犯罪時に住居不定が**18.2%**



精神障害のある人が**13.4%**

(平成29年矯正統計年報)

■ 忘れてはならない被害者の存在

● 犯罪被害者の方の権利利益の保護のため、**犯罪被害者等基本法**に基づき、様々な施策が展開されていますが、再犯防止に向けた取組においても、**被害者の存在を十分に認識した上で進めていく**ことが欠かせないものと位置付けられています。

● 矯正行政の分野では、被害者が希望する場合で、相当と認められるときに受刑者・少年院在院者の処遇状況などを伝える「**被害者等通知制度**」が運用されています。

● また、刑事施設・少年院では、罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなどする「**被害者の視点を取り入れた教育**」が行われています。

■ 再犯率と再犯者率の違い！

再犯率……犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標

▶いわば将来に向かってのもの

再犯者率…検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標

▶いわば過去に遡るもの

※また、受刑のために刑事施設に入所するのが2度以上の場合には「**再入**」と表現しています

再犯に関する指標を用いる際には、その定義や計算方法についての確に把握する必要があります

編集
後記

「こけこっこー」は、今年度が再犯防止推進計画元年であることに掛けて、「夜明け」を表しています。ご感想、ご質問など当課までいただきましたら幸いです。



■東京矯正管区のホームページを開設しました！

関東1都6県と新潟、山梨、長野及び静岡を対象に、矯正施設に関連した情報を発信しています。

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html



来てみてね

■再犯防止対策に関する世論調査

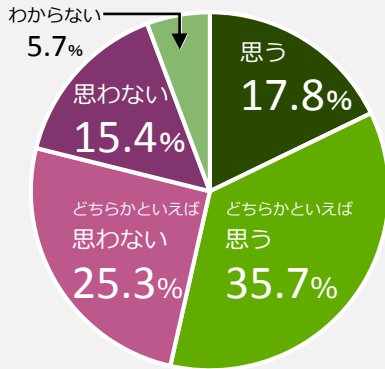
平成30年11月に内閣府から公表された「再犯防止対策に関する世論調査」の一部を紹介します。

調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人（有効回収数 1,666人）回収率55.5%

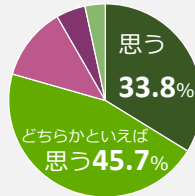
調査期間：平成30年9月20日～9月30日（調査員による個別面接聴取）

調査目的：再犯防止対策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

□犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いませんか？

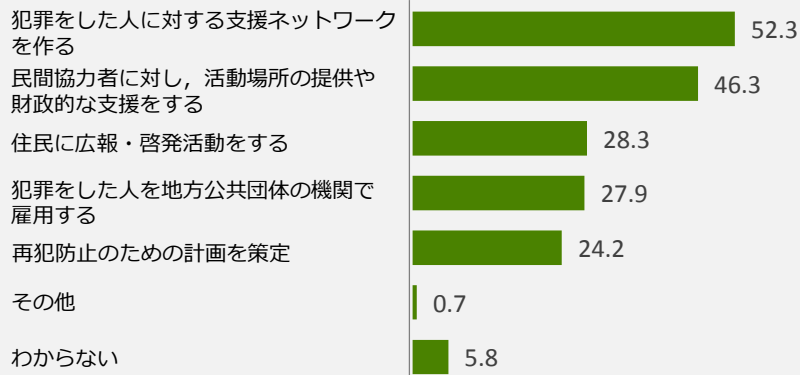


□再犯防止のためには「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である？



「思う」、「どちらかといえばそう思う」と合わせておよそ8割の方が賛同する旨の回答していて、一定の理解は得られています。

□地方公共団体に求める施策は？



協力をしたいと思わない理由は

どのように接すればよいかわからない(44.9%)



犯罪をした人と関わりを持ちたくない(35.5%)

自分や家族の身に何か起きないか不安(43.0%)

■刑務所、少年院、少年鑑別所で働く職員って？

刑務官……刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

ちなみに

保護観察官…犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

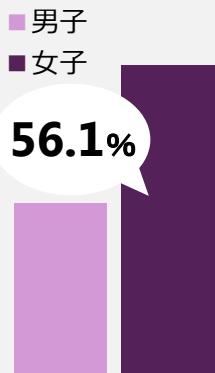
法務教官…少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設等で勤務し、幅広い視野と専門的な知識をもって被収容者の個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行っています。

法務技官(心理)…心理学等の専門的な知識・技術をいかし、非行や犯罪の原因を分析し、処遇上の指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの実施等に携わっています。

このほか矯正施設では、刑務作業・職業訓練の指導に当たる作業専門官、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラーなどが働いています。

● 児童虐待防止と矯正施設は関わっています ●

■ 少年院の少年と被虐待経験



H29

(平成30年度犯罪白書)

平成29年に新たに少年院に入院した者のうち**男子は30.9%、女子は56.1%**が虐待を受けた経験がある（保護者以外の家族によるもの、18歳以上の少年に対する虐待を含む。）と把握されています。入院段階では、被害を申告しない少年もいますので、実際数はさらに多いと考えられます。

実際に、平成27年度に全国の少年院で行われた調査では、約**6割**の少年から被虐待経験を有するとの回答があり、女子の場合にはその割合が**7割**を超えました。

被虐待体験をした子どもが全て非行化するわけではありませんが、被虐待体験によるネガティブな感情への対処として他者への敵意や攻撃性が高まる中、被害から逃れるために家出し、不良な仲間や先輩との関わりの中で攻撃的な行動が評価され、非行行動が始まり、希望や大事にしたいものが乏しいまま、先の予測をすることなく行動し、不良仲間など周囲の称賛や非行から得られる気分の発散などの楽しさを感じ、危機感を生じないまま非行がエスカレートするプロセスが指摘されています。



参考

- 羽間京子 少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について 刑政128(4)14-23 2017.4
- 「子ども・若者が変わるとき」法務省矯正局編

■ 被虐待経験者への対応

少年院は、スケジュールに基づく規則正しい生活が確保され、また、明確なルールの下で公平性や規律を保つよう、そして、人権を尊重するよう注意を払っています。入院前は生活リズムも崩れ、不安定な環境で生活していた少年に、安全・安心が確保されます。

また、個別担任制によるきめ細やかな心情の把握と指導を基本としています。教官が自分を理解し支えてくれるという感覚を持てること、教官と信頼関係が結ばれ、その指導を受け入れることができることなど、援助的な周囲の関わりを感じ取ることができます。

加えて、成育環境や被虐待経験等に由来する自尊心の低さや感情統制の問題、これらを背景とした対人関係の持ち方の問題などに対応するプログラムとして、アサーショントレーニング（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応をとれるようになることを目指す）、マインドフルネス（瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す）が女子少年院を中心に取り入れられています。

■ 法務少年支援センターにできること

少年鑑別所では、法務少年支援センターとして、年齢にかかわらず、地域の非行・犯罪の防止に向け、関係機関や一般の方からの相談対応、ケース会議や研修会への参加、講師派遣等に当たっています。

子どもの非行や問題行動等に悩む保護者の方の相談に応じる他、地方公共団体が設置する要保護児童地域協議会への職員派遣、関係機関向けの講演、個別ケース検討会への参加などの実績があり、虐待の未然防止、関係機関と連携した早期対応に努めています。

なお、東京矯正管区には、同じ埼玉県内にあるさいたま法務少年支援センターに寄せられた依頼に対応できるスペースを設置しています。一般行政機関に置かれたアクセスのしやすい場所として、ご活用ください。



全国共通相談ダイヤル ☎0570-085-085



■ 矯正施設所在自治体会議設立総会開催！

6/12(水)に、矯正施設が所在する113の地方公共団体のうち、90団体の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議の設立総会が開催されました。

同会議は、**矯正施設が所在する自治体の首長が構成員となってネットワークを形成し、積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的**として、情報交換、調査研究等を行うために設立された自治体主導の会議体です。

総会では、矯正施設の被収容者がやがて隣人として地域社会に戻ることに、また、これまでも施設からの

依頼を受けて社会復帰に協力してきたが、更に地域社会全体として受け入れを進める必要があるなどの理念が確認されました。

また、島根あさひ社会復帰促進センターが所在する浜田市の久保田市長から、同センターの人的・物的資源を活用した様々な取組の報告がありました。

取組例

市内に学校給食用のパンを製造できる事業者がなくなり、地元のパンを使用した給食を提供できなくなった

同センターの受刑者が職業訓練で焼いたコッペパン「通称：おコッペ」を、平成30年1月から小中学校の給食に月1回供給

本会議を通じ、再犯防止や矯正施設を活用した取組が広がることを期待しています。

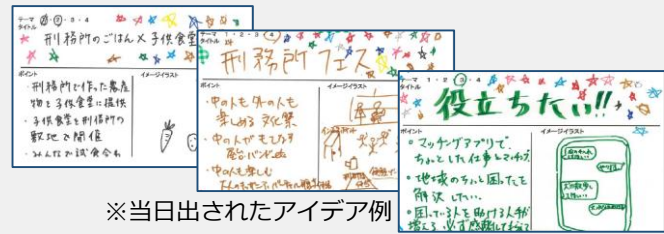


■ 矯正施設を活用して地域の問題解決を考えるイベント開催！

6/1(土)に、Yahoo! Japan・オープンコラボレーションスペースLODGEにて、**刑務所・少年院×立ち直り・地方創生アイデアソン**(通称：**ケイムション**)が開催されました。

「アイデアソン」とは、組織外から集まる参加者により独創的なアイデアが出されることを期待して、一定の時間内に集中してアイデアを出し続けるイベントです。法務省職員に加え、民間企業・団体や地方公共団体、大学関係者等約160名の多様なメンバーが集まり、少年の立ち直りや矯正施設の人的・物的資源の地域での活用方法などについて、**140を超えるアイデア**が出されました。

この中から、参加者の投票による上位9つと自薦1つのアイデアをグループで討議し、美祢市長、ヤフー(株)CSR推進室長及び法務省矯正局長による審査で3つのアイデアが選出されました。



※当日出されたアイデア例

受刑者が作った食材を提供することも食堂などのアイデアについて、今後、実現に向けた検討が行われます。

■ 栃木県と刑務所が連携し、刑務所職員向けの研修開催！

5月下旬から**栃木県の職員による刑務所職員を対象とした研修**が、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所及び栃木刑務所で行われました。

栃木県保健福祉部薬務課では「とちぎ薬物再犯防止サポート事業」を、他地域のモデルとなる地域の実情に即した再犯防止の取組を法務省が委託する地域再犯防止モデル事業として実施しています。

満期釈放に至った薬物事犯者に、回復支援プログラムなどを提供するとともに、住居や就労など総合的に支援をするこの事業について、実施に至った経緯

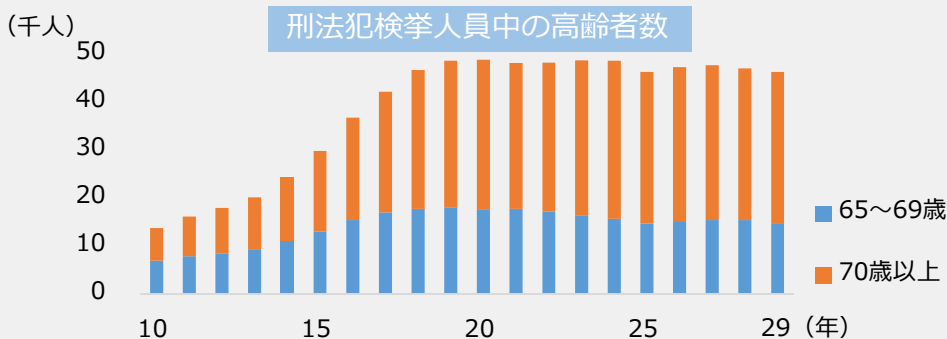
と目的や地域の課題として薬物再犯防止に取り組む決意などを説明いただきました。取組の紹介は、対象となり得る受刑者を処遇する刑務所職員にとって、大変有意義なものでした。

地方公共団体と矯正施設の相互理解を進めるこうした取組を、より広く展開したいと思います。

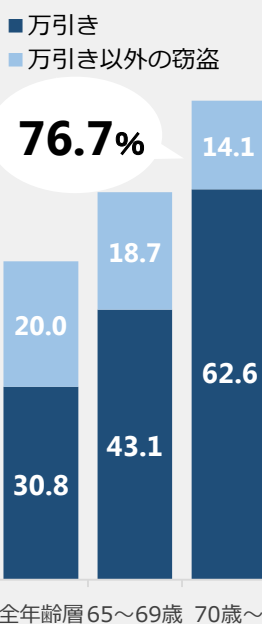




■ 高止まりの高齢検挙者数 窃盗・万引きが多数



刑法犯検挙人員中の窃盗罪の者の割合



平成30年版犯罪白書では、「進む高齢化と犯罪」との特集が組まれました。

ここ15年ほど犯罪の認知件数は減り続けていますが、高齢者(65歳以上)の刑法犯検挙人員は、平成20年までの10年間で急増した後、高止まりしています。高齢者の占める比率を見ると、平成10年の4.2%から平成29年の21.5%に上昇していて、同期間の高齢化率の上昇幅(16.2%から27.7%)を大きく上回っています。

罪名別に見ると、**窃盗が7割超**を占めていて、そのうち、**万引きが顕著に多くなっています**。女性は、万引きの割合が極めて高く、65歳～69歳で全体の約7割、70歳以上で8割を超えます。

また、**窃盗の70歳以上の検挙人員**を見ると、平成24年をピークに減少傾向ではあるものの、平成10年と平成29年を比べると**約4.5倍の約2万4千人**と、著しく増加しています。

(平成30年版犯罪白書)

■ 高齢万引き事犯者の特徴あれこれ



食料品が約**7割**



窃取物品金額は**千円未満**が**4割**



被害店舗は、非高齢群より**平素から客として来店**・万引きでの検挙歴がある店の割合が高い



女性の動機は**節約**が約**8割**、男性でも約**5割**



罰金以上の**前科有**男性約**8割**、女性約**6割**

■ 高齢受刑者に対する近年の取組例

✓ 平成30年度から、府中刑務所など全国の基幹施設8庁で、**認知症の早期診断**、介護専門スタッフの増配置、帰住予定施設の事前利用体験などにより、入所した後の早期の段階から、出所後の円滑な福祉サービスにつながるよう努めています。

✓ 福祉的な支援の必要性が認められるが、社会復帰に向けた意欲が乏しい、福祉制度への理解不足から福祉的支援を拒否する者への対応として、生活能力(金銭管理、会話スキルなど)の習得、体力の維持・向上、健康管理能力の習得などの指導のほか、各種福祉制度に関する基礎的な知識を習得させる**「社会復帰支援プログラム」**を展開しています。

✓ 刑事施設で勤務する**社会福祉士等の増配置**を進めています。

■ 特別機動警備隊設置

本年4月、天災事変を含む矯正施設における緊急事態に対処する「**法務省矯正局特別機動警備隊**」が、東京拘置所(東京都葛飾区)に常設されました。全国の刑事施設から選抜された隊長以下56人の隊員で構成されていて、例えば、矯正施設所在地において大規模災害が発生したときには、現地に出動し、刑務所等を拠点として、被災者支援などの活動に従事します。

熊本地震における被災地支援の状況▶



編集後記

令和の時代に入り、地方公共団体の皆様とどう再犯防止に取り組んでいくのか紹介することを意識して作成しました。どうぞ意見をお聞かせください。TEL. 048-600-1560
✉ kouseishien-tokyo@cccs.moj.go.jp